

定例監査の結果（令和８年１月３０日決定分）

第１ 監査の概要

１ 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する財務監査及び同項第 2 号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

２ 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和 6 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

３ 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	健康福祉局	令和 7 年 8 月 1 日	令和 7 年 7 月 1 日、16 日	実地
2	西部総務事務所（本所、総務第二課、呉支所、東広島支所）	令和 7 年 11 月 11 日	令和 7 年 10 月 16 日、20 日、24 日、28 日	実地
3	西部県税事務所（本所、呉分室、廿日市分室、東広島分室）	令和 7 年 11 月 11 日	令和 7 年 10 月 16 日、20 日、24 日、29 日	実地
4	東部厚生環境事務所・東部保健所（本所、福山支所）	令和 7 年 11 月 7 日	令和 7 年 10 月 9 日、14 日	実地
5	北部厚生環境事務所・北部保健所	令和 7 年 10 月 30 日	令和 7 年 10 月 1 日	実地
6	北部こども家庭センター	令和 7 年 10 月 30 日	令和 7 年 10 月 1 日	実地
7	食肉衛生検査所	令和 7 年 10 月 30 日	令和 7 年 10 月 1 日	実地

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
8	西部農林水産事務所（本所、呉農林事業所、東広島農林事業所）	令和7年11月11日	令和7年10月16日、20日、28日	実地
9	西部畜産事務所	令和7年11月11日	令和7年10月16日	実地
10	西部家畜保健衛生所	令和7年11月11日	令和7年10月16日	実地
11	小瀬川ダム管理事務協議会	令和8年1月30日	令和7年11月12日	書面
12	東部建設事務所（本所、三原支所）	令和7年11月7日	令和7年10月7日、14日	実地
13	北部建設事務所（本所、庄原支所）	令和7年10月30日	令和7年10月1日、2日	実地
14	県立歴史博物館	令和7年10月16日	令和7年9月17日、18日	実地
15	県立府中高等学校	令和8年1月30日	令和7年9月11日	書面
16	県立広島井口高等学校	令和8年1月30日	令和7年9月24日	書面
17	県立広島工業高等学校	令和8年1月30日	令和7年9月26日	書面
18	県立福山工業高等学校	令和7年9月4日	令和7年9月4日	実地
19	県立三次青陵高等学校	令和7年10月3日	令和7年10月3日	実地
20	県立広島叡智学園高等学校	令和7年10月23日	令和7年10月23日	実地
21	県立広島叡智学園中学校	令和7年10月23日	令和7年10月23日	実地
22	県立福山北特別支援学校	令和8年1月30日	令和7年9月25日	書面

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者・障害者支援、児童福祉に関する事務
社会保障に関する事務

- イ 組織体制 18 課

課名	健康福祉総務課、健康危機管理課、子供未来応援課、安心保育推進課、こども家庭課、被爆者支援課、疾病対策課、食品生活衛生課、薬務課、医療介護政策課、医療機能強化推進課、医療介護基盤課、健康づくり推進課、医療介護保険課、国民健康保険課、地域共生社会推進課、社会援護課、障害者支援課
----	---

- ウ 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

現員 319 人（うち暫定再任用職員数 6 人）

会計年度任用職員数 121 人

- エ 主な施策（令和 6 年度）

子供と子育てにやさしい環境整備
高度医療機能と地域の医療体制の確保
信頼される医療・介護提供体制の構築
ライフステージに応じた県民の健康づくりの推進や疾病予防・介護予防対策
がんなどの疾病の早期発見・早期治療の推進
住民と多様な主体の連携・協働による課題の解決
障害者とその家族が安心して生活できる環境整備

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

工事請負契約において、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

- ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の対象工事であるが、県知事（建築主事を置く市町村は市町村長）への通知を行っていないかった。（こども家庭課）

契 約 名	広島学園高圧線張替え等工事（令和 6 年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 9 条第 1 項第 2 号

- イ 契約の履行に関する保証を付させていなかった。（障害者支援課）

契 約 名	直流電源装置部品及び蓄電池更新工事（医療センター 3 階発電機室・2 階電気室）（令和 6 年度）
根 拠	建設工事執行規則第 10 条第 1 項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領第 3

ウ 請負代金内訳書、現場代理人及び主任技術者等の通知を受注者に提出させていなかった。（障害者支援課）

契 約 名	西条特別支援学校八本松分級職員室 撤去工事（令和 6 年度）
根 拠	建設工事執行規則第 14 条第 1 項、第 20 条第 1 項

【検討要請事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するとして、一者随意契約を行っているが、随意契約の理由として記載している特殊要件及び非代替性について客観的かつ具体的な事実の検証が不十分であった。

随意契約を行う場合は、契約の透明性・公正性を明確にするため、特殊要件及び非代替性について事実の検証をしていただきたい。（薬務課）

契 約 名	医療資材の総合管理等業務（令和 6 年度）
-------	-----------------------

イ 補助金における事務処理について

次の補助金については、交付要綱において、県税の滞納者は補助金の交付申請をすることができない旨が定められているが、県税の滞納の有無を確認する手続が定められていないため、申請者に対する確認は口頭のみで、十分な事実確認が行われていなかった。

県税の滞納の有無を確認する書類や手続を明確にするなど具体的な対応を検討していただきたい。（医療介護基盤課）

補助金名	広島県立三次看護専門学校の学生に対する家賃補助金
------	--------------------------

ウ 地方独立行政法人広島県立病院機構に対する助言等について

令和 6 年度に病院事業局県立病院課が執行した工事請負契約において、契約の履行に関する保証を付させていないなど、不適正な事務処理が見受けられた。病院事業は、令和 7 年 4 月から地方独立行政法人広島県立病院機構（以下、「機構」という。）に引き継がれたところであるが、機構において各種法令や規程等が遵守され、適正な事務処理が行われるよう、設立団体として必要な助言等をしていただきたい。（医療機能強化推進課）

2 西部総務事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町10番52号	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町11番1号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13番10号	

ウ 組織体制

事務所名等	課名等
西部総務事務所	2課（総務課、総務第二課）
西部総務事務所呉支所	1課（総務課）
西部総務事務所東広島支所	2課（総務課、経理課）

エ 職員数（令和7年4月1日現在）

事務所名等	現員（うち暫定再任用職員数）	会計年度任用職員数
西部総務事務所（総務第二課含む）	24人（8人）	4人
西部総務事務所呉支所	15人（3人）	2人
西部総務事務所東広島支所	23人（4人）	4人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 西部県税事務所

(1) 機関の概要

ア 主な業務 県税の賦課徴収に関すること

県税の窓口領収、納税証明に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部県税事務所	広島市東区光町二丁目1番14号	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡
西部県税事務所呉分室	呉市西中央一丁目3番25号	
西部県税事務所廿日市分室	廿日市市桜尾二丁目2番68号	
西部県税事務所東広島分室	東広島市西条昭和町13番10号	

ウ 組織体制

事務所名等	課名等
西部県税事務所	7課1班（税務管理課、地方税特別滞納整理班、滞納整理第一課、滞納整理第二課、法人課税課、個人課税課、不動産税課、自動車税課）
西部県税事務所呉分室	2班（納税班、滞納整理班）
西部県税事務所廿日市分室	2班（納税班、滞納整理班）
西部県税事務所東広島分室	3課（納税課、不動産評価課、軽油調査課）

エ 職員数（令和7年4月1日現在）

事務所名等	現員（うち暫定再任用職員数）	会計年度任用職員数
西部県税事務所	132人（11人）	19人
西部県税事務所呉分室	12人（3人）	3人
西部県税事務所廿日市分室	11人（0人）	2人
西部県税事務所東広島分室	33人（4人）	2人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 東部厚生環境事務所・東部保健所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 地域医療・介護保険・疾病予防に関すること
食品衛生・薬事に関すること
環境保全・廃棄物対策に関すること
試験検査業務に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部厚生環境事務所・東部保健所	尾道市古浜町 26 番 12 号	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡
東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所	福山市三吉町一丁目 1 番 1 号	

ウ 組織体制

事務所名等	課名等
東部厚生環境事務所・東部保健所	4 課（厚生課、保健課、生活衛生課、環境管理課）
東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所	4 課（厚生課、保健課、衛生環境課、試験検査課）

エ 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

事務所名等	現員（うち暫定再任用職員数）	会計年度任用職員数
東部厚生環境事務所・東部保健所	57 人（3 人）	14 人
東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所	40 人（1 人）	12 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 北部厚生環境事務所・北部保健所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 地域医療・介護保険・疾病予防に関すること
食品衛生・薬事に関すること
環境保全・廃棄物対策に関すること など
- イ 所在地 三次市十日市東四丁目6番1号
- ウ 所管区域 三次市、庄原市
- エ 組織体制 4課（厚生課、保健課、生活衛生課、環境管理課）
- オ 職員数（令和7年4月1日現在）
現員 39人（うち暫定再任用職員数 3人）
会計年度任用職員数 11人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

6 北部こども家庭センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること
児童に関する相談に関すること
知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること
配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力被害者支援に関する相談等に関すること など
- イ 所在地 三次市十日市東四丁目6番1号
- ウ 所管区域 三次市、庄原市、安芸高田市
- エ 組織体制 2課（相談課、育成課）
- オ 職員数（令和7年4月1日現在）
現員 11人（うち暫定再任用職員数 0人）
会計年度任用職員数 7人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

7 食肉衛生検査所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 食鳥検査に関すること
食鳥処理業者の指導及び監督に関すること など
- イ 所在地 三次市十日市東四丁目 6 番 1 号
- ウ 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）
現員 6 人（うち暫定再任用職員数 0 人）
会計年度任用職員数 7 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 西部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 農林水産業の振興に関すること
農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部農林水産事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡
西部農林水産事務所 呉農林事業所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部農林水産事務所 東広島農林事業所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

ウ 組織体制

事務所名等	課名等
西部農林水産事務所	7 課（農村振興課、水産課、農村整備第一課、農村整備第二課、林務第一課、林務第二課、林務第三課）
西部農林水産事務所 呉農林事業所	4 課（農村振興課、水産課、農村整備課、林務課）
西部農林水産事務所 東広島農林事業所	3 課（農村振興課、農村整備課、林務課）

エ 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

事務所名等	現員（うち暫定再任用職員数）	会計年度任用職員数
西部農林水産事務所	91 人（13 人）	8 人
西部農林水産事務所 呉農林事業所	47 人（4 人）	4 人
西部農林水産事務所 東広島農林事業所	49 人（3 人）	4 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

借受財産の管理について

次の財産について、借受けの手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部農林水産事務所呉農林事業所）

財 産	土地 11,367.0 m ² （野呂山公園園地）
根 拠	広島県公有財産管理規則第 61 条、第 64 条

9 西部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関すること
畜産物の生産及び流通に関すること
家畜の改良増殖に関すること
草地の造成及び改良に関すること
畜産経営に係る環境整備に関すること
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関すること
動物用薬事に関すること
飼料の安全に関すること など
- イ 所在地 東広島市西条御条町1番15号
- ウ 所管区域 広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡
- エ 組織体制 3課（畜産振興課、防疫課、病性鑑定課）
- オ 職員数（令和7年4月1日現在）
現員 30人（うち暫定再任用職員数 2人）
会計年度任用職員数 4人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 西部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など
- イ 所在地 東広島市西条御条町1番15号
- ウ 所管区域 広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、
安芸郡、山県郡、豊田郡
- エ 職員数（令和7年4月1日現在）
現員 2人
ただし、西部畜産事務所次長2人が兼職（所長、次長）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 小瀬川ダム管理事務協議会

(1) 機関の概要

- ア 設置根拠 小瀬川ダムの管理事務等を共同して行うため、広島県と山口県が地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき設置
- イ 主な業務 小瀬川ダムの操作、維持、修繕その他の管理及び小瀬川（木野川）の管理の連絡調整
- ウ 協議会組織 会長及び委員（計 11 人）
（会長は任期ごとに広島県及び山口県の副知事の職にあるもののうちから交互に選任）
- エ 協議会事務所
所在地 広島市中区基町 10 番 52 号（広島県土木建築局河川課内）
（会長の属する県の事務所内に設置）
職員数 専任職員なし（道路河川管理課職員 1 人及び河川課職員 4 人が事務に従事）
- オ ダム管理事務所
所在地 廿日市市浅原 1030 番 27
職員数 6 人（広島県 3 人、山口県 3 人）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

公印の管理について

公印の管理について、印影を記録する台帳等が整備されておらず、使用されている公印の真正性が確認できない状況となっていた。公印台帳の整備など、必要な手続を定め、適正な公印の管理に努める必要がある。

12 東部建設事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など

イ 所在地、所管区域

事務所名等	所在地	所管区域
東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡
東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4番1号	

ウ 組織体制

事務所名等	課名等
東部建設事務所	9課1班1所（事業調整特別班、管理課、用地課、維持第一課、維持第二課、工務第一課、工務第二課、港湾課、建築課、福山幹線道路建設事業課、鞆地区まちづくり推進事業所）
東部建設事務所三原支所	6課1班（事業調整特別班、建設総務課、管理課、用地課、維持課、工務第一課、工務第二課）

エ 職員数（令和7年4月1日現在）

事務所名等	現員（うち暫定再任用職員数）	会計年度任用職員数
東部建設事務所	129人（5人）	19人
東部建設事務所三原支所	90人（7人）	26人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 行政財産の使用料の徴収について

次の行政財産の使用料の徴収について、(ア) 及び (イ) のとおり、不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。（東部建設事務所三原支所）

(ア) 収入手続が遅延していた。

使用許可財産	使用許可内容	徴収期限	納入通知日	使用料（年額）
建 物	事務室及び書庫	令和7年4月30日	令和7年8月4日	18,700円
土 地	本柱1本支線1条	令和7年7月4日	令和7年7月7日	2,600円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条			

(イ) 歳入科目を使用料として徴収すべきところ、誤って土地貸付料として徴収していた。

財 産	土地（一般国道317号）
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第1条 広島県予算規則第3条

イ 開示請求に係る費用の徴収について

行政文書の開示請求に係る費用について、歳入科目を手数料とすべきところ、誤って雑収として収入していた。(東部建設事務所三原支所)

根 拠	広島県情報公開条例第 16 条 広島県情報公開事務等取扱要綱第 3 7 (3)
-----	--

【改善を求める事項】

文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき文書管理システムを使用する必要がある。(東部建設事務所三原支所)

根 拠	広島県文書等管理規程第 20 条
-----	------------------

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、一般競争入札に付したものの参集者がいなかったことから不落随契を行っているが、仕様の内容や設計積算のチェック等不落となった原因調査のほか、履行期間や契約方法の見直しなど具体的な検討が行われていなかった。

入札不落後の対応においては、不落となった原因の調査・確認の結果を踏まえ、処理方針を具体的に検討した上で、最適な契約方法を選定していただきたい。

また、随意契約とする理由及び根拠、見積書を徴取する相手方の選定理由など必要な事項を明確に記載した執行伺いが作成されていなかった。より適切な執行伺いを作成していただきたい。(東部建設事務所三原支所)

契約名	山田川ダム外管理事務所清掃業務委託 (令和 6 ～ 8 年度)
-----	---------------------------------

13 北部建設事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部建設事務所	三次市十日市東四丁目 6 番 1 号	三次市、庄原市、安芸高田市
北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目 4 番 1 号	

ウ 組織体制

事務所名等	組織体制
北部建設事務所	7 課 1 班（事業調整特別班、管理課、用地課、維持第一課、維持第二課、工務第一課、工務第二課、建築課）
北部建設事務所庄原支所	2 課 1 班（事業調整特別班、管理用地課、土木課）

エ 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

事務所名等	現員（うち暫定再任用職員数）	会計年度任用職員数
北部建設事務所	77 人（2 人）	9 人
北部建設事務所庄原支所	44 人（3 人）	9 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

14 県立歴史博物館

(1) 機関の概要

ア 主な業務 郷土の歴史に関する資料の収集、保管、展示及び資料に関する専門的、技術的な調査研究

イ 所在地 福山市西町二丁目4番1号
(分館) 頼山陽史跡資料館 広島市中区袋町5番15号

ウ 組織体制 2課1所(総務課、学芸課、草戸千軒町遺跡研究所)
(分館) ※課なし。館長は文化財課長が兼務。

エ 職員数(令和7年4月1日現在)
現員 14人(うち暫定再任用職員数 4人)
会計年度任用職員数 4人
(分館) 現員 12人(うち暫定再任用職員数 2人)
会計年度任用職員数 1人 ※うち文化財課との兼務8人。

オ 入館者数等(令和6年度)

入館者数	利用者数	合計
52,295人	16,063人	68,358人

(分館)

入館者数	利用者数	合計
4,812人	3,825人	8,637人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 県立府中高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 府中市出口町 898
 ウ 教職員数 (令和 7 年 5 月 1 日現在)
 本務者数 42 人 (うち暫定再任用職員数 4 人)
 会計年度任用職員数 11 人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	200	200	200	600
生徒数	(人)	200	185	192	577
充足率	(%)	100.0	92.5	96.0	96.2
退学者	(人)	2 (1)			
休学者	(人)	1			
進学就職	大学・短大	197 人 (90.0%)			
	専修・各種	12 人 (5.5%)			
	就職	1 人 (0.5%)			
	その他	9 人 (4.1%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 7 年 5 月 1 日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 6 年度 (令和 7 年 3 月末現在) の状況である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

16 県立広島井口高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 広島市西区井口明神二丁目 11 番 1 号
 ウ 教職員数 (令和 7 年 5 月 1 日現在)
 本務者数 66 人 (うち暫定再任用職員数 5 人)
 会計年度任用職員数 13 人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		総合学科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	321	320	320	961
生徒数	(人)	321	319	310	950
充足率	(%)	100.0	99.7	96.9	98.9
退学者	(人)	1 (0)			
休学者	(人)	2			
進学就職	大学・短大	279 人		(91.8%)	
	専修・各種	25 人		(8.2%)	
	就職	0 人		(0.0%)	
	その他	0 人		(0.0%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 7 年 5 月 1 日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 6 年度 (令和 7 年 3 月末現在) の状況である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

備品の管理について

次の備品について、不用の決定及び廃棄手続を経ずに廃棄していた。適正な事務処理に努められたい。

品 名	電気冷暖房機 3 台
根 拠	広島県物品管理規則第 27 条第 1 項、第 30 条

17 県立広島工業高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 広島市南区出汐二丁目4番75号
- ウ 教職員数（令和7年5月1日現在）
 本務者 92人（うち暫定再任用職員数 13人）
 会計年度任用職員数 28人

エ 生徒の状況

課程		全日制											
学科・学年等		機械科				電気科				建築科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		80	80	80	240	80	80	80	240	80	80	80	240
生徒数（人）		73	45	70	188	61	69	74	204	64	57	61	182
充足率（％）		91.3	56.3	87.5	78.3	76.3	86.3	92.5	85.0	80.0	71.3	76.3	75.8
退学者（人）		5(1)				1(0)				2(0)			
休学者（人）		1				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	7人（13.2％）				10人（14.1％）				11人（19.3％）			
	専修・各種	7人（13.2％）				8人（11.3％）				11人（19.3％）			
	就職	39人（73.6％）				53人（74.6％）				35人（61.4％）			
	その他	0人（0.0％）				0人（0.0％）				0人（0.0％）			

課程		全日制											
学科・学年等		土木科				化学工学科				計			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120	40	40	40	120	320	320	320	960
生徒数（人）		24	13	30	67	16	23	12	51	238	207	247	692
充足率（％）		60.0	32.5	75.0	55.8	40.0	57.5	30.0	42.5	74.4	64.7	77.2	72.1
退学者（人）		4(0)				0(0)				12(1)			
休学者（人）		0				0				1			
進 学 就 職	大学・短大	3人（8.1％）				3人（18.8％）				34人（14.5％）			
	専修・各種	2人（5.4％）				4人（25.0％）				32人（13.7％）			
	就職	32人（86.5％）				9人（56.3％）				168人（71.8％）			
	その他	0人（0.0％）				0人（0.0％）				0人（0.0％）			

（注）・「学科・学年等」の生徒数等は、令和7年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和6年度（令和7年3月末現在）の状況である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

18 県立福山工業高等学校

(1) 機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 福山市野上町三丁目9番2号

ウ 教職員数 (令和7年5月1日現在)

本務者数 104人 (うち暫定再任用職員数 9人)

会計年度任用職員数 23人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制											
学科・学年等		機械科				電気科				建築科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		57	48	56	161	40	31	33	104	38	23	22	83
充足率 (%)		71.3	60.0	70.0	67.1	100.0	77.5	82.5	86.7	95.0	57.5	55.0	69.2
進 学 就 職	大学・短大	6人 (8.3%)				3人 (8.3%)				5人 (17.2%)			
	専修・各種	10人 (13.9%)				0人 (0%)				3人 (10.3%)			
	就 職	52人 (72.2%)				31人 (86.1%)				21人 (72.4%)			
	その他	4人 (5.6%)				2人 (5.6%)				0人 (0%)			
退学者 (人)		5 (0)				1 (0)				1 (0)			
休学者 (人)		0				0				0			

課 程		全 日 制											
学科・学年等		工業化学・染織システム科				工業化学科				染織システム科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	—	—	40	—	20	20	40	—	20	20	40
生徒数 (人)		14	—	—	14	—	6	9	15	—	11	6	17
充足率 (%)		35.0	—	—	35.0	—	30.0	45.0	37.5	—	55.0	30.0	42.5
進 学 就 職	大学・短大	—				0人 (0%)				1人 (14.3%)			
	専修・各種	—				0人 (0%)				1人 (14.3%)			
	就 職	—				7人 (77.8%)				4人 (57.1%)			
	その他	—				2人 (22.2%)				1人 (14.3%)			
退学者 (人)		1 (0)				0 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		0				0				0			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		電子機械科				計			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240	280	280	280	840
生徒数 (人)		71	51	66	188	220	170	192	582
充足率 (%)		88.8	63.8	82.5	78.3	78.6	60.7	68.6	69.3
進 学 就 職	大学・短大	8 人 (14.0%)				23 人 (11.0%)			
	専修・各種	3 人 (5.3%)				17 人 (8.1%)			
	就 職	39 人 (68.4%)				154 人 (73.3%)			
	その他	7 人 (12.3%)				16 人 (7.6%)			
退学者 (人)		5 (0)				13 (0)			
休学者 (人)		0				0			

課 程		定 時 制														
学科・学年等		機械科					電気科					計				
		1	2	3	4	計	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)		40	40	40	40	160	40	40	40	40	160	80	80	80	80	320
生徒数 (人)		13	6	5	6	30	8	6	8	4	26	21	12	13	10	56
充足率 (%)		32.5	15.0	12.5	15.0	18.8	20.0	15.0	20.0	10.0	16.3	26.3	15.0	16.3	12.5	17.5
進 学 就 職	大学・短大	0 人 (0%)					0 人 (0%)					0 人 (0%)				
	専修・各種	0 人 (0%)					1 人 (25.0%)					1 人 (16.7%)				
	就 職	2 人 (100%)					2 人 (50.0%)					4 人 (66.7%)				
	その他	0 人 (0%)					1 人 (25.0%)					1 人 (16.7%)				
退学者 (人)		3 (0)					5 (0)					8 (0)				
休学者 (人)		0					1					1				

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和7年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和6年度（令和7年3月末現在）の状況である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

行政財産使用料の徴収について

次の行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	使用許可内容	徴収期限	納入通知日	使用料 (年額)
土地	支線 1 本 コンクリート柱 1 本	令和 6 年 4 月 30 日	令和 6 年 6 月 21 日	3,000 円
土地	支線 1 本	令和 6 年 4 月 30 日	令和 6 年 6 月 21 日	1,500 円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条第 1 項 広島県会計規則第 11 条第 3 項			

19 県立三次青陵高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 三次市大田幸町 10656
 ウ 教職員数 (令和7年5月1日現在)
 本務者数 29人 (うち暫定再任用職員数 2人)
 会計年度任用職員数 21人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		総合学科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	80	80	80	240
生徒数	(人)	80	77	66	223
充足率	(%)	100.0	96.3	82.5	92.9
退学者	(人)	0 (0)			
休学者	(人)	0			
進学就職	大学・短大	18人		(25.4%)	
	専修・各種	26人		(36.6%)	
	就職	25人		(35.2%)	
	その他	2人		(2.8%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和7年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和6年度(令和7年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

20 県立広島叡智学園高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 豊田郡大崎上島町大串 3137 番地 2
 ウ 教職員数 (令和 7 年 5 月 1 日現在)
 本務者数 25 人 (うち暫定再任用職員数 0 人)
 会計年度任用職員数 36 人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員 (人)		60	60	60	180
生徒数 (人)		41	44	48	133
充足率 (%)		68.3	73.3	80.0	73.9
退学者 (人)		0			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	43 人		(95.6%)	
	専修・各種	0 人		(0.0%)	
	就職	0 人		(0.0%)	
	その他	2 人		(4.4%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 7 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」は、令和 6 年度 (令和 7 年 3 月末現在) の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

21 県立広島叡智学園中学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく中学校教育の実施
- イ 所在地 豊田郡大崎上島町大串 3137 番地 2
- ウ 教職員数 (令和 7 年 5 月 1 日現在)
- 本務者数 21 人 (うち暫定再任用職員数 0 人)
- 会計年度任用職員数 7 人

エ 生徒の状況

学年		1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120
生徒数 (人)		40	40	39	119
充足率 (%)		100.0	100.0	97.5	99.2
進 学 就 職	高校 (自校)	33 人		(91.7%)	
	高校 (他校)	3 人		(8.3%)	
	就職	0 人		(0.0%)	
	その他	0 人		(0.0%)	

(注)・「学年」の生徒数等は、令和 7 年 5 月 1 日現在の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

22 県立福山北特別支援学校

(1) 機関の概要

ア 主な業務 知的障害等のある児童・生徒に対する教育の実施

イ 所在地 福山市加茂町下加茂 7006 番地

ウ 教職員数 (令和 7 年 5 月 1 日現在)

本務者数 156 人 (うち暫定再任用職員数 5 人)

会計年度任用職員数 28 人

エ 生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部			
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
児童生徒数 (人)	30	28	26	14	23	10	131	18	30	23	71	51	56	55	162
卒業者 (人)	—							30 人				56 人			
進 学 就 職	進学	—							30 人 (100.0%)				0 人 (0.0%)		
	就職	—							0 人 (0.0%)				26 人 (46.4%)		
	その他	—							0 人 (0.0%)				30 人 (53.6%)		

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和 7 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「卒業」、「進学就職」の状況は、令和 6 年度 (令和 7 年 3 月末現在) の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。